

# 平成26年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 平成26年4月8日（火）

【開会】 13時00分

【閉会】 14時00分

【場所】 教育会館 第1会議室

## 【出席委員】

委員長 峪 正人

委員 高橋 陽子

教育長 渡邊 直美

委員 吉崎 静夫

委員 濱谷 由美子

## 【欠席委員】

委員 中本 賢

## 【出席職員】

総務部長 原田

総務部担当部長 小田嶋

教育環境整備推進室長 丹野

職員部長 高梨

学校教育部長 芹澤

中学校給食推進室長 望月

生涯学習部長 渡部

総合教育センター所長 江間

庶務課長 小椋

企画課長 野本

庶務課担当課長 田中

中学校給食推進室担当課長 森

中学校給食推進室担当課長 北村

教職員課長 小田桐

教職員課担当課長 小林

担当係長 外山

書記 伊丹

## 【署名人】

委員 吉崎 静夫

委員 濱谷 由美子

## 1 開会宣言

### 【峪委員長】

ただいまから教育委員会臨時会を開会いたします。本日は、中本委員が所用により欠席でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第2項に定める定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

それでは、議題に入る前に、4月3日付けで市長より教育委員の発令がございましたので、御紹介させていただきます。濱谷由美子委員でございます。

### 【濱谷委員】

みなさん、こんにちは。御紹介いただきました濱谷由美子と申します。もとは栄養士で学校にも教育委員会にもおりましたけれども、また少し関わらせていただけるのかなと思って、ちょっと頑張って、心を引き締めてやっていかなくちやいけないなというふうに思っています。よろしくお願いいたします。

### 【峪委員長】

よろしくお願いいたします。それでは、在任中の委員からも、御挨拶をお願いします。

(教育委員 挨拶)

事務局の異動もありましたので、事務局の方からも自己紹介をお願いいたします。

(事務局 自己紹介)

## 2 開催時間

### 【峪委員長】

本日の会期は、13時00分から13時40分までといたします。

## 3 傍聴 (傍聴者 8名)

### 【峪委員長】

本日は傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。

### 【各委員】

<了承>

【峪委員長】

異議なしとして傍聴を許可します。以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、同様に許可することよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

#### 4 署名人

【峪委員長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則第15条」により、吉崎委員と濱谷委員をお願いいたします。

#### 5 報告事項 I

##### 報告事項 No. 1 中学校完全給食の早期実施に向けた検討について

【峪委員長】

中学校給食推進室担当課長お願いいたします。

【中学校給食推進室担当課長】

それでは、「川崎市立中学校完全給食の早期実施に向けた検討について」御説明させていただきます。中学校完全給食の実施につきましては、昨年11月に、教育委員会会議におきまして「川崎市立中学校給食の基本方針」が決定され、同年12月には、教育委員会に「中学校給食推進担当」が置かれるとともに、庁内に、市長を委員長とする「中学校給食推進会議」が設置されたところでございます。翌、本年1月には、教育委員会に「中学校給食推進室」が整備されまして、同年2月には、川崎市PTA連絡協議会会長を座長とする「中学校給食推進連絡協議会」を設置し、中学校完全給食の実施に向けた具体的な検討に着手したところでございます。今後の当面の取組といたしましては、中学校完全給食の実施に向けた「実施方針」素案の早期策定に向け、これからお示しいたします各種「検討課題」について、整理し、取りまとめてまいりたいと考えております。本日は、中学校完全給食の実施に向けた具体的な検討課題について、まずは事務局から御説明申し上げ、次回以降

の教育委員会での素案検討に向けた参考としていただければと考えております。

それでは、資料①を御覧ください。「川崎市立中学校完全給食実施に向けた具体的課題」でございます。図の左側ですが、「中学校給食の基本方針」では、「早期に」「食育の充実」が図られた「安全・安心」で「温かい」給食を実施することが決定されております。これらの方針を踏まえ、「中学校完全給食実施に向けた具体的課題」として、図の中央の12の課題に分類・整理いたしました。これらの課題のうち、太枠内の7つの課題については、今後策定いたします「実施方針の素案」及び「実施方針」にお示ししたいと考えています。具体的には、次ページ以降で御説明申し上げますが、「中学校給食の在り方」つまり「給食の提供対象を全員とするか、家庭弁当と給食との選択制とするか」という課題、「民間活力を活かした効率的な実施手法」の検討、「具体的スケジュールや、学校の年間の業務実態を踏まえた円滑な導入時期」の検討、「安全・安心・安価・良質な食材の確保」について、「中学校給食における食器の形態」について、「給食費の額」について、「食育の推進」についてでございます。太枠の下の点線枠については、実施方針を踏まえ、実施までの間に検討すべき事項と考えておりました、「教職員の配置や役割」「給食提供の安全確保」「学校内における配膳・運搬等」「川崎らしい献立」「給食時間の課題」でございます。右下の施設改修につきましては、本年の1月から3月にかけて実施いたしました「既存施設調査」に基づき、各中学校ごとに配膳室等の「整備計画」を策定してまいります。1枚おめくりいただき、資料②を御覧ください。「川崎市立中学校完全給食の在り方について」でございます。学校給食法では、「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである」と位置づけられております。「学校給食の形態」といたしましては、左から、「給食内容がパン又は米飯、ミルク及びおかず」である「完全給食」、「給食内容がミルク及びおかず」である「補食給食」、「給食内容がミルクのみ」である「ミルク給食」の3つがございます。御存知のとおり、現在の本市の形態は「ミルク給食」であり、本市が目指す形態は「完全給食」ということになります。「学校給食における経費負担」につきましては、人件費、施設・設備に要する経費は、設置者である「市」の負担とされ、それ以外の食材費等は保護者の負担とされております。右上の「学校給食実施基準」でございますが、同基準におきましては、「学校給食は、当該学校に在学するすべての児童又は生徒に対し実施されるものとする」とされておりますが、現実的には、「全員喫食」による給食も、家庭弁当と給食との「選択制」も、いずれも給食と考えられているところでございます。「給食の提供対象」ですが、「全員喫食」と「選択制」のメリット・デメリットをそれぞれ整理したのが右下の表でございます。全員喫食のメリットといたしましては、一般的には、全員が同じものを食べることにより、生徒全員に、学校給食を生きた教材として活用できる、統一的な食育指導ができる、食を通したコミュニケーションが図られる、仲間意識が深まる、豊富な献立により多彩な「食」を提供することができる、生徒全員が栄養バランスの良い昼食を摂ることができると言われております。全員喫食のデメリットといたしましては、

昼食の内容や量、アレルギー対応などについて、個人個人の状況に合わせた自由な調整が難しい、でございます。選択制のメリットといたしましては、家庭弁当を選択することにより、昼食の内容や量、アレルギー対応などについて、個人個人の状況に合わせて自由に調整できる、各家庭における「家庭弁当」に対する思いに配慮することができる、でございます。選択制のデメリットといたしましては、学校給食を活かした統一的な食育指導は難しいこと、栄養バランスに家庭差が生じること、「家庭弁当持参の生徒」と「給食の生徒」とでは、結果的に、公費負担に差が出ること、利用率が低下すると、事業者の事業採算性が低下し、事業の継続性が図れなくなるリスクがあること、などでございます。以上のように「全員喫食」「選択制」それぞれにメリット・デメリットがございますので、これらを踏まえて、今後、検討してまいります。1枚おめくりいただき、資料③を御覧ください。「川崎市立中学校給食の実施手法について」でございます。この表は、給食の各実施手法の一般的な特徴を、さまざまな視点ごとに整理したものでございます。給食の実施手法につきましては、この表の上段にございますように、「自校方式」「親子方式」「センター方式」「食缶又は弁当箱によるデリバリー方式」がございます。「自校方式」とは、「各学校の敷地内に調理施設を建設し、給食を調理する方式」で、本市の小学校の方式でございます。「親子方式」とは、「自校内に給食の調理施設を持つ学校（いわゆる親校）が、調理施設を持たない学校（いわゆる子校）の分の給食も調理し、同校へ食缶により配送する方式」でございます。「食缶によるデリバリー方式」とは、「民間事業者の調理施設で調理した給食を、複数の学校へ食缶により配送する方式」でございます。「弁当箱によるデリバリー方式」とは、「民間事業者の調理施設で調理した給食を、弁当箱に盛り付けた上で、複数の学校へ配送する方式」でございます。これらの方式を、「食育」という視点から整理すると、「独自献立」や「作り手との交流」については、「自校方式」では比較的容易なのに対し、「その他の方式」では困難、また、「準備・配膳・片付け等の共同作業を通じた連帯感・責任感の醸成」や「食事マナーの向上」については、「弁当箱によるデリバリー方式」では難しいものの、「その他の方式」は小学校のような食缶方式であるため、「期待できる」と考えております。次に、「衛生管理」という視点では、「自校方式」では「調理場が市内に分散しているため、食中毒発生リスクは高いが、他校への拡大リスクは低い。」という特徴があるのに対し、「センター方式」「デリバリー方式」では、「集中衛生管理により、食中毒の発生リスクは低いが、配送による拡大リスクは高い。」という特徴があります。次に「2時間以内の喫食」という視点では、「自校方式」は十分可能ですが、「その他の方式」でも、調理場の効率的な組み合わせや効果的な配置により可能となります。次に「適温提供」という視点では、「自校方式」は十分可能ですが、「その他の方式」でも、「保温・保冷に優れた食缶の活用」や、「学校側での再加熱設備の整備」等により、適温での給食提供は可能となります。次に「学校生活への影響」という視点では、「弁当箱によるデリバリー方式」では、「配膳・片付けの時間をあまり要しないので、学校生活への影響は最少」となりますが、「その他の方式」では、食缶を使用するため、準備・配膳・片付け等に一定の時間がかかり、各学校

において時程の見直し又は工夫が必要となります。次に「食物アレルギー対応」という視点では、完全な食物アレルギー対応をすることは、どの方式でも困難ではあるものの、「センター方式」では、専用調理室の設置により、ある程度個別の食物アレルギー対応は可能となります。また、「自校方式」「親子方式」でも「特定品目の除去による」個別の食物アレルギー対応であれば可能ですが、「デリバリー方式」における「個別の食物アレルギー対応」については、「民間事業者の施設設備や能力によるところが大きい」ということとなります。次に「災害時の対応」という視点では、「自校方式」では、「小学校と同様に、避難住民への食事の提供は可能」ですが、「その他の方式」では、困難となります。次に「敷地上の条件」という視点では、「自校方式」「親子方式」では、「現状では、教育環境への影響が生じないスペース（転用可能教室や運動場以外の敷地）の全校確保は困難です。「センター方式」では、市内において準工業地域、工業地域等の建築用地を確保する必要があります。一方、「デリバリー方式」では、市側で施設整備を行わないため、民間事業者側で市有地を含む用地・施設・設備を確保・整備する必要があります。次に「全校早期実施」という視点では、「自校方式」「親子方式」では、「各学校において、給食施設を整備する場所の選定又は拡張用隣接地の取得、近隣周辺住民への説明、教育環境への影響等、個々の実情に応じたきめ細やかな対応が必要であり、全校実施にはかなりの長期間が必要となります。また、「センター方式」では、「センター建設用地の取得（確保）に相当の期間を要し、また、用地取得（確保）後も、機能の検討から・設計・工事・竣工までに一般的には約4～5年程度が必要となります。一方、「デリバリー方式」では、「本市の要求基準を満たす委託事業者の確保が可能であれば、実施までの期間は一般的には2～3年程度と最も短く」なります。次に「経費」という視点では、「自校方式」では、給食施設を新設するための隣接拡張用地の取得・給食施設の建設等に多額の費用を要するとともに、給食施設が分散するため、人件費・維持管理費にも多くの費用が必要となります。「センター方式」では、センター建設に多額の費用を要します。民有地取得の場合には用地取得費も必要となります。ただ、新たに配送費が必要となるものの、施設設備、業務の集中・集約化により人件費・維持管理費等の抑制が図られ、自校方式や親子方式に比べ、効率性は高くなります。「デリバリー方式」では、民間の施設を活用することから、市の初期投資については、最小限に抑えることができます。一方で、民間事業者側の初期投資が必要となるため、長期の事業継続性が求められます。また、民間事業者側の初期投資分等の一部が上乗せされた上で費用の平準化が図られることから、毎年必要な経費は比較的高くなりますが、民間のノウハウを活用することにより、効率性は高くなります。各実施方式ごとの概算費用につきましては、現在、精査しておりますので、算出でき次第、御報告させていただきますので、その段階で、本日お示しした各実施方式ごとの特徴と合わせ、御検討いただければと思います。1枚おめくりいただき、資料④を御覧ください。「安全・安心・安価・良質な食材の確保について」でございます。現在の小学校給食におきましては、公益財団法人川崎市学校給食会が、給食物資の選定、一括購入を行っております。中学校給食においても、同様に、

学校給食会が給食物資の選定・一括購入を行った場合、図の右側でございますが、小学校給食用物資調達方法が構築されており、引き続き安全・安心・安価・良質な給食物資調達を行うことができますが、その分の人件費や調達システムの開発等の費用負担が生じてまいります。1枚おめくりいただき、資料⑤-1を御覧ください。「学校給食を活用した食育の推進について」でございます。学校給食の役割や、食育に関する「学習指導要領」の位置づけ、「食に関する指導の手引」の抜粋でございます。また、1枚おめくりいただき、資料⑤-2は、食育基本法や学校給食法における「食育」の位置づけでございます。また、右側の「第3期川崎市食育推進計画案」におきましても、その課題のなかで、「共食」、食を共にすること、の推進が必要とされております。後ほど御参照願います。1枚おめくりいただき、資料⑥を御覧ください。「食器の選定について」でございます。「学校給食実施基準」におきましては、「食器具については、安全性が確保されたものであること。また、児童生徒の望ましい食習慣の形成に資するため、料理形態に即した食器具の使用に配慮するとともに、食文化の継承や地元で生産される食器具の使用に配慮すること。」とされております。したがって、選定の際も「安全性」「多様な対応」「取扱い」「経済性」がポイントとなります。食器の形態につきましては、次の3形態がございます。一番左の「食器」につきましては、小学校で使用している形態でございます。中央の「ランチプレート」につきましては、1枚の皿に多種類の料理を盛り付ける形態で汁椀などと組み合わせて使用いたします。「弁当箱」につきましては、宅配弁当のスタイルです。「食器」は、「生徒が盛り付ける」「準備、後片付けの時間が必要」「料理形態により食器の使い方を変えることができる」「食器を持って食べやすい」という特徴があります。「ランチプレート」は、「生徒が盛り付ける」「準備、後片付けの時間が必要」「一部の食器は、持って食べることができる」、「弁当箱」は、「生徒は、盛り付けられたものを食べる」「準備、後片付けに時間がかからない」「一部の食器は、持って食べることができる」という特徴があります。「食育の観点」からみると、「食器」は、配膳することにより、中学生一人分の平均的な食事量を具体的に理解できる、準備や後片付けの共同作業により、連帯感や責任感が醸成できる、個人の食事量が調整できる、献立に適した食器を使用することができる、食事のマナーが身に付きやすい、という効果がありますが、「ランチプレート」「弁当箱」では、比較的、食育の効果は薄くなると考えられます。1枚おめくりいただき、資料⑦を御覧ください。「学校給食摂取基準等及び給食費について」でございます。児童又は生徒1人1回当たりの学校給食摂取基準につきましては、左上の表のとおりとなっております。例えば、上段の「エネルギー」についてみると、「児童6～7歳」（つまり小学校低学年）では530キロカロリー、「児童8～9歳」（小学校中学年）では640キロカロリー、「児童10～11歳」（小学校高学年）では750キロカロリーであるのに対し、網掛け部分の「生徒12～14歳」（つまり中学生）では820キロカロリーとなります。中学生では、小学校中学年の約1.28倍のエネルギーが必要となるということになります。右下の表は「中学校給食費の他都市の状況」です。政令市における1食単価は、北九州市の260円から新潟市の326.6円まで、バラツキ

がございますが、単純平均ですと約 290 円です。県内他都市の 1 食単価は、252 円から 283 円まで、こちらもバラツキがございますが、単純平均ですと約 270 円です。左下の表が本市の給食費でございます、小学生で 1 食あたり 220 円から 240 円。また、支援学校は、小学部は多少取り扱いに差がございますが、中学部・高等部はいずれも 290 円です。給食費の額につきましても、保護者の関心の高いところがございますので、学校給食摂取基準、他都市の状況、本市の支援学校との均衡も考慮のうえ、検討してまいります。説明は以上です。今回お示した課題を十分に整理・検討の上、実施方針の素案を策定してまいりますので、よろしくお願いいたします。

#### 【峪委員長】

ありがとうございました。あらゆる面から御説明をいただきましたけれど、量的にはたくさんあるので、すべて目が通らなかつたかと思うのですが、今までの御説明の中で何か御質問等ありますでしょうか。

#### 【高橋委員】

確認とお願いがあります。確認したいところは、現状の課題をいろいろ出しているんですけども、現在小学校で給食をやっている、給食費の徴収漏れというのがあると思うんですね。徴収が漏れていると、現場の先生が徴収しているというのが私の認識なんですけど、現在小学校の場合、川崎市では徴収漏れが、全体の何%でいくらであって、徴収できない場合、先生が徴収しているのかどうかというのを確認をさせていただいてから、ちょっとお願いがあります。課題に載っていなかったの。

#### 【中学校給食推進室担当課長】

未納率については、戻って確認してまた御回答したいと思います。徴収に関しましては、ほとんどの学校は、保護者の方の口座から引き落とされて、学校の口座に給食費として入金されます。その時に引き落とされなかった場合には、翌月再度引き落としという学校もあれば、または現金で学校にお持ちいただいて、それを学校のほうで、学校の給食費の通帳に入れるというような作業がほとんどの学校かと思えます。やはり引き落とされなかった場合、未納になってしまう方も中にはいらっしゃいます。ただ、今は、給食費を月額でいただきますけれども、予納ということで、全部が川崎市の場合は食材費という取扱にしておりますので、食材費の調達を行っている学校給食会のほうに、お金を学校のほうから入金というか振込をして、それで、物資の支払いに使っているんですね。それで、未納がでた場合やっぱり物資が支払われないということがありますが、今は、学校のほうで各家庭のほうに、担任の先生を通じてお手紙を出したり、それでもなかなか徴収できなかった場合には管理職の方もお電話とか家庭訪問とかしていただく。それで、あまりにも長く続いたりとか額がちょっと増えてしまった場合には、給食会の方も一緒に、校長先生方と

徴収業務にあたっていただいているというような形です。以前、未納がどのぐらいあるのかということで調査が入っています。その時は比較的、全国的なレベルからすると川崎市の未納率は低かったのですが、直近の値につきましては確認をさせていただきたいと思いません。

#### 【高橋委員】

それも受けて、場合によっては相当な事務的な課題になる可能性も導入と同時にあるかというのも前提に、例えば今回基本方針を立てたときに、一つ大きくポイントとしてあげてたと認識してるのは食育で、食育の御説明も、先ほどやっていただいたかと思うんですけども、食育をやるためには、給食を導入した後に先生たちも食育をするために、いろんなプランを立てていくということが想定されるわけですよ。事務的なことは先生以外の事務の方がやってるかどうかというのものもあるかもしれないんですけど、今の御説明だと校長先生もという話でしたので、そのバランスですよ。食育をやるためには、その時間が必要であって、一方でこれを導入するためには、今までの課題というのを引きずっていくと食育の時間が取れない可能性も場合にはありますよね。どれぐらいかかっているかはわからないですけども。新規でやると、いい面もあれば課題もあるので、そこはちょっと、食育を中心に考えて、今回のプランを立てていこうという目標を立てていますので、両方見ていただきたいなと。例えば他都市、どこだったかがちょっと定かではないんですけど、どうしても先生たちの配置は限られた配置ですので、市の徴収にしているところがありますよね。そういうバランスも全体像で、基本方針が実行できるために、そういった面も含めて考えていただきたいです。さらに言えば、実は早期実現と食育の充実というのは反比例するものなんじゃないのかなというのが、今説明してるのを見ても思いました。早期にしようと思ったら、充実した食育というのは何年かかるとか、メリット、デメリットのそういうのがありましたけれども、大事にしてたところは非常に食育というところがあるのかなと思うので、その軸をぶれずに、早期なのかもしれないけれども、慎重にというところはお願したいと思えます。以上です。

#### 【教育長】

今の件ですが、これまで完全給食ではありませんでしたので、小学校のような形での給食を活用した食育という部分については十分できない部分もありましたが、技術家庭科の家庭分野ですとか、特別活動の学級活動等では、中学校においてもこれまでも取り組んできている部分がありますので、中学校完全給食が始まったから中学校の食育が始まるという、そういう認識ではなくて、これまでも取り組まれている食育が、さらにこの給食を活用して、その食育を充実すると、そういうふうに御理解いただくほうがよろしいかなと思えますので、給食導入までの段階も行われているということは御理解いただきたいと思えます。

**【高橋委員】**

はい。それを受けてさらに充実ということがあると思いますので、さっきのバランスについては回答をいただきたいと思います。

**【峪委員長】**

その未納の徴収に、教育に直接携わる教諭が多くの時間、いや、少しの時間も使ってないはずです。教員が給食費を取り立てるために出かけていくとか、そういうことはどの学校にも、小学校ではないと思います。管理職等が時間を見つけてやってると思うんですけど。ですから、それと食育を充実させるということとは、ある意味別問題。食育を充実させるというのは、今、教育長がお話になったこと、さらには現場の創意工夫というものが、教育ですから、大事になってくると思います。高橋委員がおっしゃるように、この未納の徴収の仕方については、やっぱり検討していただきたいというところではありますが、それはまた今後に委ねるということで、別な問題かなと思います。その他いかがでしょうか。

**【吉崎委員】**

一点よろしいですか。やっぱり先生方にとっての負担、今、小学校がどういう状況なのかはわかりませんが、食のアレルギーといいますか、子どものそれぞれの個人差が大きいですよ。結構厳しい状況に追い込まれることがあり得るかもしれないという案件がありますね、他の都市では。この場合に、小学校ではどのぐらいのアレルギーのお子さんが、今現状いて、どういう対応してるのかということと、中学校ではその課題をどうしたらいいのかということですね。特に私、中学校心配してるのは、小学校のようにほぼすべての教科をもって、学級担任制でやっている場合はかなり一人一人の子どもというのは見る機会が多いと思うのですが、中学校はどうしても教科担任制なものですから、そういう点では、子ども、生徒一人一人と触れ合う時間というのは少ないですよ。そういう点でもかなり負担が、学級の担任の先生、ホームルームの担任の先生にくるのではないかという予想はしてるのですが、これは他の都市なんかはどうしてるのか。あと、本市の場合に小学校ではどうしてるのかということが、もしわかればなんか安心できるかなと思うのですが、先生方も。その点はいかがでしょう。

**【中学校給食推進室担当課長】**

他都市の状況と、現在の小学校の状況については、今年も教育委員会として、小学校に調査をかけるという話ですので、具体的な数値は後程また回答させていただければと思います。現状、小学校のアレルギー対応につきましては、中学校のほうもそうなんですけれども、年度当初に保健調査票を各家庭に配付し、その中にお子さんの食物アレルギーや、

他のアレルギーも含めて記入していただきます。給食で対応する場合には、やはり医療機関、医師の見解というものも必要になりますので、その点を学校生活管理指導票という全国的に統一されたものがあるのですが、その川崎版というものに家庭のほうから医療機関に行っていて、医師の見解を書き添えていただき学校に提出していただくというのが原則となっています。その出されたものに対して、では学校としてはどこまで対応ができるかという話になります。今、給食室が学校にありますけれども、やはり学校の規模、給食室の施設・設備の面、それからアレルギーのお子さんも、例えば卵アレルギーの方が10人いる場合もあれば、卵アレルギーの方もいらっしゃる、小麦アレルギーもあつていろいろ、となると、やはり一人ひとりへの対応というのが難しいという場合もありますので、その点については、保護者と学級担任、養護教諭、栄養教諭または栄養士職員、それから管理職の方で検討する会を設置していただくということを学校にお願いしております。保護者等、また調理員さんも入る場合もあるんですけども、学校としてどこまで対応できるかというのを年度当初に話し合いをしていただいて、ではここまではできますとか、ここはちょっと難しいので情報としてはどういふものが使われているとか、どういふアレルギーがあるかということはしっかりお伝えし、家庭からのお弁当にさせていただく場合もありますし、食べられないものは代替として、家庭からお持ちいただくというような形もあり、各学校によつての対応は異なつていふのが現状です。

**【吉崎委員】**

また小学校の事情がわかりましたら教えていただけると、我々、考える参考になりますので、よろしくお願ひします。

**【中学校給食推進室担当課長】**

他都市の状況も含めて、また御回答させていただきます。

**【峪委員長】**

さらにどうですか。こういったことがあつてはならないんだけど、もし何かがあつたときの対応マニュアルとかというものは、もちろんありますよね。そして、これまでも全市に指導はいつてますよね。

**【中学校給食推進室担当課長】**

はい。アレルギーに関しましては、食物アレルギーもアレルギーの一つということで、健康教育課が教育委員会として、アレルギー対応マニュアルを作成し、各学校に配布して、そのマニュアルに準じて対応していただくという形で、万が一事故が起きた場合には、きちんとすばやく対応ができるよふにという体制を、各学校とつていただいております。これは中学校も小学校も、市立の高等学校も支援学校も含めて統一的なマニュアルをお出し

しています。

**【峪委員長】**

その他はよろしいですか。それでは、今後これを詳しくまた読ませていただいて、検討に生かしていきたいというふうに思います。承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**報告事項 No. 2 平成26年度実施 川崎市立学校教員採用候補者選考試験の実施について**

**【峪委員長】**

教職員課長、教職員担当課長お願いいたします。

**【教職員課長】**

今年度の学校教職員の採用選考試験の実施についてということで御報告をさせていただきます。

**【教職員課担当課長】**

お手元には、「平成26年度実施 川崎市立学校教員採用候補者選考試験の実施について」、及び「パンフレット」をお配りしております。「平成26年度実施 川崎市立学校教員採用候補者選考試験の実施について」を御覧下さい。1の趣旨でございますが、この試験は、平成27年度採用予定の川崎市立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教員採用候補者を決定するために選考試験を実施するものでございます。2の第1次試験でございますが、平成26年7月13日（日）に実施致します。3の受付期間でございますが、5月7日（水）から5月21日（水）までとし、5月21日の消印有効の郵送による受付のみといたします。4の募集対象・人員でございますが、表のとおり、小学校教諭は、170名程度、中学校教諭は各教科合わせて、85名程度を予定しており、昨年度と同様に全教科の募集をいたします。なお、例年と同様に、中学校と共通する教科の高等学校教諭につきましては、中学校教諭に含めて募集します。特別支援学校教諭につきましては、15～20名の募集といたします。養護教諭は、5～10名の募集となります。例年辞退者及び特別な事情を除き、名簿登載者は原則として4月1日に全員採用しております。5の受験案内・パンフレットの配布でございますが、昨日、4月7日（月）から、市内の各区役所・支所・出張所、行政サービスコーナー等で配布をしています。また、市政だよりの5月1日号や川崎市イン

ターネットホームページに掲載するほか、南武線、南武支線の車内に、採用募集のポスターを掲示いたします。また、市内の市民館等を会場とした募集説明会を3回開催するとともに、市外での説明会につきましても、東北、東海、近畿、九州地方において5回の説明会を予定しております。また、各大学での募集説明会についても、昨年度と同様、首都圏、地方大学ともに実施を予定しております。次に、6の第1次試験結果通知でございますが、7月下旬に受験者全員に発送するとともに、発送後1週間、合格者のみの受験番号をホームページに掲載します。次に、7の第2次試験でございますが、実技試験を8月13日(水)に予定しております。実技試験を実施するのは、中学校の「音楽・美術・保健体育・英語」となります。また、個人面接・場面指導については、8月中旬から9月中旬に実施いたします。この個人面接・場面指導では、教育委員のみなさまには、昨年度も、試験官として多大な御協力をいただきましてありがとうございました。今年度も是非御協力くださいますよう、よろしくお願いたします。次に、8の第2次試験結果通知でございますが、10月中旬に受験者全員に発送するとともに、発送後1週間、合格者のみの受験番号をホームページに掲載します。以上が採用試験の流れにそった説明となります。次に、9の主な変更点でございますが、今年度の採用試験におきましても、人間的魅力を備え、創意と活力に溢れた人材をより多く採用できるよう、改善に努めてきたところでございます。選考区分の変更につきましては、アからウを御覧ください。「ア 一般選考」区分の受験につきましては、これまで、40歳未満の方の受験を可能としておりましたが、特別選考区分の受験と同様、60歳未満の方の受験を可能とし年齢を引き上げました。これにより、全ての選考区分で60歳未満の方が受験できるようになりました。受験年齢を事実上廃止することで、これまで特別選考の受験資格を満たさなかった方にも一般選考区分により受験をしていただき、多角的多面的な人材を採用できるようにいたしました。「イ 特別選考Ⅳ」の受験につきましては、中学校「英語」の受験者を対象に英語資格所有者特別選考を新設しました。具体的には、TOEIC(IPテストは除く)730点以上、TOEFL-iBT(インターネット版TOEFL)80点以上、実用英語技能検定準1級以上のいずれか1つのスコアや級を取得し、必要とする証明書等を提出できる受験者に対して、1次試験の教科専門試験を免除し、論文試験を実施いたします。英語の専門的な知識、技能を持った人材を積極的に採用していきたいということでの特別選考の対象者の新設でございます。「ウ 特別選考Ⅰ、特別選考Ⅱ」の受験につきましては、特別支援学校受験者を対象に必要な教員歴を変更しております。昨年度までは「特別支援学校」における教員歴のみを教員歴の条件として認めてまいりましたが、今年度からは「特別支援学校」に加え、「小学校」、「中学校」、「高等学校」、「中等教育学校」における教員歴を算入することができるようになりました。特別支援学校の教員を校種にかかわらず、学校現場の経験のある人材も含め、幅広く採用していきたいということでの特別選考対象者の拡大でございます。(2) 実技試験につきましては、英語の実技試験を見直し、リスニングテストを廃止いたしました。英語を用いたコミュニケーションを重視するため、スピーチ、ディスカッション及びマイクロティーチングの時間

を確保し、発言・議論の時間を延長した試験を行うこととしました。なお、別添資料として「受験案内」と「パンフレット」を配付させていただいておりますが、時間の都合上、後ほど御覧いただきたいと存じます。以上です。

**【峪委員長】**

御質問等ございますか。

**【吉崎委員】**

二点よろしいですか。本市は、隣の横浜に比べて辞退率は低いというふうには思っています。先日、横浜市の人件課長さんとお話したら、3割、小学校はあると。非常に悩んでいると。どれぐらい採ったらいいかということが非常に難しく、非常に大きな悩みであるということに比べて、最後にちょっと資料がありますが、昨年を見ると小学校が13%、中学校が20%の辞退率で、横浜市に比べると非常に少ない。そこで、今年はどのぐらいの辞退率を見込んでいるのか。そういうのはどういう状況でわかることなのか。横浜市は大変悩んでいて、他のところで、東北とかいろんなところでやるたびに、それが逆に大きな問題になると。競争率は上がるんですが、辞退率も上がると。そこで非常に大きな悩みを抱えていると横浜市の課長さんはおっしゃられるので、今そういう質問をしています、一点目です。二点目はですね、人数は、小中高、大きくは変わらないですね、小学校が10名減って、中学校が10名増えていますので。その時に、横浜市の課長さんともお話ししたんですが、再任用の割合を増やすと、やっぱり若いほうが減りますよね。どのぐらい再任用するかということが非常に難しいんだと。本市の場合、再任用はどのぐらいのものと考えているのか。小学校が10名減ったということは、再任用が増えているのか、子どもが減っているのか。どのようにお考えなのかということ、ちょっと二点、よろしいでしょうか。

**【教職員課長】**

一つ目の辞退率の見込み方ですが、例えば今回の採用の計画の数を出す場合には、前の年度、25年度の試験が終わって、実態の把握が終わった後に、今年、26年度の採用数を検討します。その段階で辞退率をどう見るかというところでは、過去の5年間の平均を使っています。ただ、吉崎委員のほうからお話があったように、わりと上がり下がりが出てくる校種もあるので、あまり平均値にとらわれても、実態が掴めないケースがあるかなと思うのですが、実際に数字として持っているのは過去の実績データになりますので、一応5年間の平均値で辞退率を見込んで計算をしています。実際の採用数のところなんですけれども、もちろんお辞めになる方の数の想定もしています。例えば定年でお辞めになる方、また例年定年前に勸奨でお辞めになる方も何人かいらっしゃいますので、そういう方も5年ほどの平均をとっています。あるいは普通退職、死亡退職等の退職の方の数も、ほぼ過去5年間の数字を使いながら、お辞めになる方々の数も想定で入れています。あとは、見

童数生徒数の増減も推計値を使って実際にクラス編制の中で必要な教員の数を割り出して、それで採用数を決めていくという作業をしています。ただ、実際にはかなり不確定な要素がたくさん入ってくるものですから、例えば今回小学校ですと170名程度と募集の中では数をうってまいますが、実際の1次試験、2次試験の通過者をどのくらいの幅で通過させるかというところは、また改めて最新のデータを使って内部で検討しながら合格をうっていき、その作業を実際にはしているところがございます。ただ横浜でおっしゃる3割の辞退率というのは、採用する側にとっては非常に大きな課題であると我々も思いますし、この間、小学校では約25%程度、辞退が出ているという認識を持っていますので、できれば確実に名簿登録した方が川崎に就職していただけるように広報活動もしっかりとやっていかなければいけないという認識ではおります。

#### 【吉崎委員】

もう一回追加させていただいていいですか。東北とか九州もやっていますよね。広い人材をとるといって、一定の競争率、倍率を上げたいということにとるのはわかるんですが、一方では辞退率も上がる可能性がありますよね、他で受かる可能性もあるわけですから、当然。受験日が違いますからね。これは本市だけの問題ではなくて、隣の横浜市も大きな問題を抱えているわけですが、この辺の問題というのは長期的にはどんなふうになっていくんでしょうか。こういうのは続くものなんでしょうか。自然と倍率上がっていくでしょ、これから採用減りますから。7、8年後から、明らかに。これはどういう見込みを今後もっていったらいいんでしょうか。

#### 【教職員課長】

将来的な子どもたちの推計値を見る中では、2030年ぐらいをピークに川崎も子どもたちの数が減少していくだろうという数字をもっています。その先々のことを考えると、あまり大量の方々をこの段階で採ってしまうと、先へ行って教員が余ってしまう状態が出てくる可能性ももちろん考えられます。そういう意味では、もちろん現段階で欠員を出さないようにしっかりと採用計画を立てながらも、中長期的な視点での採用計画も、当然念頭におきながらやらなければならないという必要性はあります。その中で今、吉崎委員のほうからお話が合った地方での試験開催ですが、今後もし教員の数を絞っていかなければならないとなれば、やはりこの近隣の方々を中心に試験を行う方法に切り替えていく時点もいずれ来るのではないかなというふうに、担当としては思っているところです。御指摘いただいたように、地方で受験されてる方はもちろん地元の試験もお受けになってますので、重複して合格をするとやはり地元へ行かれる方が多い状態です。その辺りの見極めもしっかり面接の中で御本人の意思確認もしようということで、両方受かっている場合どちらに行きますかというふうに聞かせていただいて、忌憚なく御自分のお考えをくださいというふうに申し上げながら、お話を伺いながら、実際の辞退の方をできるだけ防ぐような採用の

仕方をしようというような取組はしているところでございます。

【吉崎委員】

ありがとうございました。

【教職員課担当課長】

二点目のお話でございますが、これから、児童の数、学級数等をにらみまして採用人数等決まっていくわけですが、やはり全体の採用人数の中で新任をどれだけ採るか、再任用をどれだけ採るか、その他の特別選考をどれだけ採るかということを考える時に、やはり、その年によって新任の数がとても少なかったり、その年によってとても多かったりというようなことがありますと、一つの学校に配属されました時に、とても年齢、経験のバランスの良くない教職員集団が出来上がってしまいます。それは学校経営上も大変好ましくないことでございますので、そういうことを念頭におきながら、その年によって大幅な増減が生まれないようにということを第一に考えながら、人数のほうを考えている次第でございます。

【吉崎委員】

そうすると、再任用をどのぐらい見込んでいるんですか。

【教職員課担当課長】

現在のところ、定数換算で100名程度を見込んでおります。

【吉崎委員】

小中学校全部合わせてですね。

【教職員課担当課長】

はい。

【高橋委員】

二点ありまして、もしかしたら重複になるかもしれませんが、いろいろな工夫を例年していただいていると思うんですけども、実質倍率が比較的減ってる傾向に見えるんですけども、これはどういう分析をされて、どういう対策をする予定なのかなというところを聞きたいのが一点です。二点目は、採用計画の変更点というのが2ページ目にあったかと思うんですけども、9の主な変更点、一般選考を変えましたよね。これは60歳未満に解放することによって、いろんな人材をという御説明があったかと思いますが、全体のバランスというか、もともと退職者が多い段階と、お子さんが減っていくのをに

らんで、いろんな採用計画があったと思うんですけど、いろんな人材を採るといふのと、採用計画のバランスとはどういうふうにか考えられているのか教えてもらえますか。

#### 【教職員課担当課長】

人材とのバランスのほうですが、年齢的にも変更がありました。あとは採る方の内容です。中学校の英語でいえば、外国語教育の充実というものが、とても今叫ばれております。そういうことに対応できるようなスキルの高い英語の教師を望みたいということで、今回このように、特別選考のほうにもありますが、資格を持った方々に受けていただけるように変更したというのも一つの例でございます。あとは、年齢を撤廃することによって、今までどうしても年齢が壁になって、とてもスキルがあったにしても一般選考を受けられなかった方がいらっしやっただと思うんですけど、そういう方も川崎市で受験をしていただけるということで、そのスキルを川崎市の子どもの教育のために生かしていただくということも含めて、この年齢というのは撤廃しております。

#### 【教職員課長】

受験倍率の件でお話させていただきます。受験倍率が上がり下がりをする要素は大きく二つあるという認識をしています。一つは試験を実施するこちら側のスタンス。例えば募集人員を大きく増やすようなことを打ち出しますと、従来と同じ受験者の方がもし受けるとなるとすると、倍率が落ちていく傾向が出てきます。もう一つは受験者のほうの意識の問題です。前の年度に川崎市の教員試験採用がどうだったかというのはデータとして出てきますので、例えば去年、川崎はたくさん採っていたから今年もいけるんじゃないかな、あるいは、去年倍率が低かったから、もしかしたら入りやすいかなという意識が働いてくると、川崎を受ける方の数が増えるような傾向が、どうも毎年あるようです。例えば、平成 20 年度などは 260 名という大量の採用を小学校で行った時期なのですが、そういう状況を見て翌年受けようとする方は、川崎は大量に採ってるな、今年、平成 21 年度ですが、220 人採るから、もしかしたら入りやすいのかもしれないということで、お受けになる方が増えてくる。その傾向が続いてくると、例えば平成 22 年度 120 人というふうに一気に落としたんですけど、その時に受験者の方が川崎を受けるか横浜を受けるか県を受けるかということで考えた時に、過去の倍率を非常に気にされてる方が多いようです。そういう意味では受験者の方の心理によって、受験倍率の上下が出てくるかなというような認識を持っています。

#### 【高橋委員】

ちょっとそれを受けてお願いが。比較的他力ですよね、今御説明いただいたのは。ということは、こちらから積極的な働きかけをしないと受験者数というのは増えてこないということですね。今後は是非ちょっとお願いしていただきたいのと、先ほどの前者で回答い

ただいた部分においては、とてもバランスが、その御説明プラスアルファ、組織としてのバランスというのは、継続的な連続性がないといけないと思いますので、そこも是非御検討いただきたいと思います。

**【峪委員長】**

それでは、これで承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

## **6 閉会宣言**

**【峪委員長】**

本日の会議はこれもちまして終了いたします。